

令和2年11月2日開催

# 第72回京都市都市計画審議会議案

京都市都市計画審議会

第72回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第308号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区の変更について (京都市決定)		1
計議第309号	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について (京都市決定)	1・4・7号 油小路線 の変更	3

計議第308号  
都企計第168号  
令和2年10月12日

京都市都市計画審議会  
会長 塚口 博司 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定  
に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
生産緑地地区の変更（京都市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 532.25 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、  
位置及び区域並びに面積の変更が生じたため変更するものである。

計 議 第 3 0 9 号  
都 企 計 第 1 6 9 号  
令 和 2 年 1 0 月 1 2 日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路  
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更（京都市決定）

都市計画道路中1・4・7号油小路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域			構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
自動車専用道路	1・4・7	油小路線	京都市伏見区竹田向代町川町	京都市伏見区横大路下三栖里ノ内		約4,480m	嵩上式	4車線	18.0m		京都市伏見区竹田向代町川町 地内で自動車専用道路堀川 線・久世橋線に接続 京都市伏見区横大路下三栖里 ノ内地内で自動車専用道路京 都大阪線に接続 (W= 18.0～30.3m)	
			なお、京都市伏見区竹田向代町川町地内に出口1箇所を設ける。 京都市伏見区竹田西内畑町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 京都市伏見区竹田鳥羽殿町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 京都市伏見区横大路下三栖辻堂町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。 京都市伏見区竹田青池町地内にジャンクションを設ける。									起点方向 出口 終点方向 出口 起点方向 入口 起点方向 出口 終点方向 入口 終点方向 出口 起点方向 入口 中央自動車道西宮線（名神高 速道路）に接続

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、都市計画道路1・4・7号油小路線と中央自動車道西宮線（名神高速道路）を接続することにより、自動車専用道路網を強化し、京都市中心部から大阪・滋賀方面へのアクセス性の向上を図るとともに、経路増加によるリダンダンシーの確保等により、都市の健全な発展に寄与するものである。